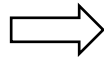


運賃協議分科会について

チヨイソカラタンが令和6年3月より本格運行することに伴い、運賃の設定を国土交通大臣に提出する必要がある。

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、協議を行う必要があることから、「笠松町地域公共交通会議」の分科会として「運賃協議分科会」を新規に設置し、協議会を開催する。

法改正前(～R5. 9. 30)



地域公共交通会議において協議を調べ、国土交通大臣に届出

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

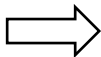
道路運送法【概要】 第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

道路運送法施行規則【概要】 第9条

第9条の2 法第九条第四項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っているときとする。

法改正後(R5. 10. 1～)



・新たな「協議会」において協議を調べ、国土交通大臣に提出

・公聴会の開催等により住民等の意見を聞く

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

道路運送法【概要】 第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線又は営業区域(以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

<運賃協議分科会(案)>

笠松町地域公共交通会議の分科会として新たに設立し、以下の構成員で協議会の開催を考えているが、いかがでしょうか。

	運賃協議分科会構成メンバー	チョイソコ運賃の協議メンバー
1	当該路線等をその区域に含む市町村	笠松町
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	株式会社日本タクシー
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	中部運輸局 岐阜運輸支局
4	第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	笠松町町内会連合会 会長

<今後のスケジュール(予定)>

	日程	内容	備考
1	R5. 12月19日	笠松町地域公共交通会議	
2	R5. 12月～R6. 1月中旬	笠松町地域公共交通会議設置要綱の改正	
3	R5. 12月下旬～ R6. 1月中旬	町HP等で意見募集	
4	R6. 1月29日または30日 で調整	運賃協議分科会の開催	岐阜市と合同開催
5	R6. 2月1日	道路運送法第4条の申請	タクシー業者より岐阜運輸支局へ提出
6	R6. 2月末	道路運送法第4条許可	
7	R6. 3月1日	チョイソコカラタン本格運行開始	